

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ： 4 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	原子炉停止中、起動領域モニタチャンネルCの計器誤動作による「A系原子炉自動スクラム」「中性子計装系トリップ」の赤色警報が発生したため、対応検討	A	6月18日公表済 (PDF155KB)
2	3号機	原子炉停止中、起動領域モニタチャンネルFの計器誤動作による「B系原子炉自動スクラム」「中性子計装系トリップ」の赤色警報が発生したため、対応検討	A	6月18日公表済 (PDF155KB)
3	3号機	原子炉停止中、起動領域モニタチャンネルAの計器誤動作による「A系原子炉自動スクラム」「中性子計装系トリップ」の赤色警報が発生したため、対応検討	A	6月18日公表済 (PDF155KB)
4	4号機	気体廃棄物処理系高感度放射線モニタ等の測定値及び希ガスの濃度が上昇傾向を示し、燃料からの微小な漏えいの可能性が認められたため、関連パラメータの監視強化	A s	8月3日再審議にて グレード変更 A → As 6月15日公表済 (PDF156KB)

その他： 8 件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器の耐圧漏えい検査時、原子炉冷却材浄化系排水管流量調節用圧カスイッチに水のにじみが認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	屋外水素及び酸素供給建屋の制御盤室エアコンにおいて、室外機にファン不動作等が認められたため、当該エアコンを点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋空調換気系冷却装置（ACH3-9）用圧縮機（B）の吐出圧力指示計に指示不良（指針固着）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
4	3号機	タービングランド蒸気系蒸化器出口配管において、ドレン配管取付部より蒸気の漏えいが認められたため、プラントを手動停止し、当該配管を点検・修理	B	6月14日公表済
5	3号機	制御棒（06-23）選択時、制御棒引抜監視装置が有効であるにもかかわらず、プロセス計算機制御棒引抜監視画面に「バイパス」の表示が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
6	4号機	「原子炉冷却材浄化系配管破断」警報の誤発生が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
7	6号機	燃料交換機用計算機の点検において、中央演算処理装置筐体（A）シャーシのファンモジュールに異音他の不具合（計6箇所）が認められたため、当該箇所の各部品を交換	D	
8	その他	工事施工報告書整備業務委託における資料の差換え作業実施時、工事報告書原本の表紙及び目次を誤って廃棄したことが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで